

4月の休館日

1日(月) 8日(月) 15日(月) 21日(日) 22日(月)
29日(月・祝) 30日(火・祝)

浪江 in 福島ライブラリー きぼう (仮設浪江町図書館)
TEL・FAX 024 (573) 4295 E namielib@gmail.com
〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8
◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。



3.11から9年目、避難指示の一部解除から3年目の春を迎えました。今月は震災関連の図書をご案内します。



「長いおるすばん」

志賀伸子/文
石黒しろろ/絵
文芸社2019

大きな地震があった。「逃げてください」と

放送が流れた。家族は愛犬をおいて家を離れた。「すぐ帰るからな!」という言葉を残して。残された動物たちが必死で生き延びようと頑張っている様子が描かれています。ペットを置き去りにしたことを家族が悔やむ場面があり、同じ状況の家族が多くいたことを考えると心が痛みます。



読んでみませんか

「かんたん時短、「即食」レシピ もしもごはん」

今泉マユ子/著 清流出版2016

災害時、ポリ袋の中で食材を混ぜるだけで「即」作れて、「即」食べられるなど手軽なレシピが数多く掲載されています。著者が実践している「もしも」に備える災害対策(何をどのように備えたら良いか)も紹介され、自然災害が起こった時だけでなく、病気やけがで外出できない時に活用できる多くのレシピが紹介されています。



「その後の福島 原発事故後を生きる人々」

吉田千亜/著
人文書院2018

2017年春、福島で避難指示が出ていた地域の避難指示が一部解除されましたが、一方、原発事故は過去の話となり被災者が言葉を発せられない状況も生まれています。著者が、そんな原発事故後を生きる福島の人々の声に耳を傾け、その思いを紹介しています。

今回は、推定相続人の廃除についてお話ししたいと思います。法律相談をやっていると、「親子の縁を切りたい」という内容の相談を受けることがあります。婚姻関係や養子関係などの場合、離婚や離縁をすれば、親族関係は終了します。しかし、それ以外の場合は、限られた場合でしか親族関係を終了させる方法はなく、通常は、終了させる方法はありません。「親子の縁を切りたい」という希望をかなえる方法は基本的にないのです。ただ、親の側からの「縁を切りたい」という希望の中には「子供に遺産を相続させたくない」という希望も含まれていると思います。推定相続人の廃除はその限りですが、その希望をかなえるものとなります。

まず、用語の説明ですが、「推定相続人」というのは、相続人になる予定の人」と捉えてもらえればと思います。子供がいれば子供ですし、子供がいなくても子供は親となります。推定相続人の廃除とは、「相続予定の人を相続人とならないようにする制度」と思ってもらえればと思います。この廃除は、親が廃除したいと思えば何時でもできる制度ではなく、虐待や重大な侮辱、著しい非行などがあると裁判所に認めらるる必要があります。具体的には、少年時代から非行を繰り返して、成年になった後にも交通事故や借金を繰り返して、被相続人が長年にわたり謝罪、賠償、借金の返済などをしてきた事例や、被相続人が70歳を超えた高齢であり、介護が必要であったにもかかわらず、被相続人の介護を妻に任せただけで、妻の介護がなくなり、妻との離婚後、被相続人や子らに自らの所在を明らかにせず、扶養料も全く支払わなかった事例などで廃除が認められています。一方、親の意に沿わない結婚をした程度では、廃除は認められないとされています。

いつか役に立つ

法律知識

No.28



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属: 福島県弁護士会)